

医療介護総合確保促進法に基づく  
岡山県計画

平成26年10月  
岡山県



## 1 計画の基本的事項

### (1) 計画の基本的な考え方

岡山県は、岡山大学医学部並びに川崎医科大学と中四国で唯一2つの医科大学を有しており、例えば臓器移植や遺伝子治療に代表される先進的な医療技術は、国内だけでなく世界的にも注目されているが、県民に提供される医療全般を観ると、医療従事者の確保や医療機能の分化と連携等にさまざまな課題がある。

医師数を人口10万人対でみると、県全体では290.2人で全国平均の237.8人を上回っているが、県北の3医療圏は全国平均を下回っており、県南の2医療圏でも県境地域などでは、同様である。

看護師も人口10万人対で県全体では、全国平均を上回っているが、県北の1圏域で全国平均を下回っている。

このため県では、地域の医師の偏在の解消を図るため、岡山大学への寄付講座と奨学金の仕組みを設け、継続的に県内の医師不足地域に派遣可能な体制整備を進めるとともに、大学や関係機関と連携した各種事業を実施しているが、在宅医療や一般的な疾患に幅広く対応する救急医療など地域に必要な医療を確保するため、更に施策を充実させる必要がある。

看護等についても、医療の高度化・複雑化、地域包括ケアシステムの構築に不可欠な在宅医療の普及等、地域のニーズに対応したサービスを提供するための人材の確保とその資質の向上が喫緊の課題である。

このため、今回の計画に新たに救急総合診療医を育成するための寄付講座の設置や、地域の医療機関の看護職員確保と資質向上の支援等を行うためナースセンター機能の強化、院内保育所の運営への支援の拡充等を計画している。

居宅等における医療の提供については、さらなる高齢化の進展を背景に、住み慣れた地域での療養や最期を望む人が、可能な限り地域で療養生活を送ることができる医療体制の整備が求められている。そのため、県医師会及び各地区医師会を中心となって在宅医療を進める体制を構築する事業や、県医師会がかかりつけ医を普及するための事業等を計画している。

県内の医療機関は、県南東部には大規模病院が集中し、また、県北や県境付近では、救急搬送患者の圏域外搬送が多い圏域が存在するなど、効果的かつ効率的な医療提供体制の構築が課題となっており、今後、地域医療構想の策定と関係者間の協議の場を通じて、機能分化と連携を進めていくこととしている。

今年度は、現時点においても必要な事業として、既に整備している地域医療情報ネットワークを用いて診療所の診療情報を開示するシステムの構築や、手術をはさんだ手術前・手術後の管理パスを作成して多職種協働や地域連携を促進するための事業を計画している。

県としては、平成25年度末で国が廃止した国庫補助事業を切れ目なく継続して実施とともに、これまで地域医療再生基金を利用して取り組んできた事業の拡充、さらには、医療介護総合確保基金を活用した新たな取り組み等により、県の医療課題の解決に取り組む。

## (2) 岡山県医療介護総合確保区域の設定

地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（平成26年厚生労働省告示第354号）において、医療介護総合確保区域（医療介護総合確保法第4条第2項第1号に規定する医療介護総合確保区域をいう。以下同じ。）は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件並びに医療機関の施設及び設備並びに介護施設等の整備の状況その他の条件から見て医療及び介護の総合的な確保の促進を図るべき区域、としており、都道府県における医療介護総合確保区域は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定するものとされている。

本県においては、医療介護総合確保区域の前提となる2次医療圏域と老人福祉圏域は一致しているが、現在、地域における病床の機能の分化及び連携を推進するための「地域医療構想」を検討していること、また、平成26年度においては、県全体を対象に取り組む事業を実施することとしているため、今年度については、全県域を1つの医療介護総合確保区域として設定する。

また、将来的には地域医療構想の検討状況を踏まえ、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に医療介護総合確保区域を設定する。

## (3) 計画の目標の設定等

### ① 岡山県の医療の確保に関する目標

本県においては、在宅医療体制の充実・強化、医療従事者確保の取組などを通じて、医療が保健・福祉と連携を取りながら、質の高い医療サービスを地域において切れ目なく提供するための保健医療体制の確立等を目標としている。

上記のとおり、本県における今年度の医療介護総合確保区域は、全県域を1つの区域として設定する。

については、県全体の目標として掲げている指標に基づき、医療及び介護の総合的な確保に向けた取組を実施していくこととする。

・内科診療所のうち在宅療養支援診療所の数の割合	26.4% → 30%
・病院（精神科病院を除く）のうち在宅療養支援病院の数の割合	7.5% → 20%
・訪問看護事業所数（人口10万人当たり）	8.5 → 10.0
・県北医療圏における医師数（精神科単科病院を除く）	339人 → 400人
・卒業後に県内の地域医療を担う医学部学生の数	26人 → 66人

（県保健医療計画から抜粋）

### ② 計画期間

平成26年度～平成29年度

## 2 事業の評価方法

### (1) 関係者からの意見聴取の方法

- H26. 3. 26 県医師会長への説明
  - 4. 1 県内 2 大学（岡山大学、川崎医科大学）への説明
  - 4. 2 県内病院長の勉強会で説明
  - 6. 25 岡山大学、川崎医科大学、新見市から意見聴取
  - 26 奈義町、県歯科医師会、県薬剤師会から意見聴取
  - 27 県病院協会、備前市、県看護協会、岡山市から意見聴取
  - 30 県医師会、NPO法人岡山医師研修支援機構から意見聴取
  - 7. 30 県医師会、県看護協会、県歯科医師会、県薬剤師協会役員との意見交換及び第 2 回ヒアリングの出席
  - 8. 26 第 1 回医療対策協議会を開催
    - ※ 医療関係者と行政で構成する医療対策協議会に、県歯科医師会、県薬剤師会、国民健康保険団体連合会、健康保険組合連合組合、県介護支援専門員協会、県老人福祉施設協議会、県老人保健施設協会の 7 団体を加え部会を設置・開催し、意見交換を行った。
  - 9. 22 第 2 回医療対策協議会開催
    - ※ 岡山県計画(案)を審議。

### (2) 事後評価の方法

医療対策協議会に諮り、必要な見直しを行う。

### 3 計画に基づき実施する事業

#### (1) 事業の内容等

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業					
事業名	地域医療ネットワーク基盤整備事業				【総事業費】	174,290 千円
事業の対象 となる医療 介護総合確 保区域(仮)	県全体					
事業の実施 主体	県、医療機関					
事業の目標	<p>医療機関等が相互に診療情報を共有する医療ネットワーク岡山(愛称:晴れやかネット)を構築し、現在、約50の基幹病院が情報を開示し、連携する約400の診療所等がこれを見覧する仕組みとなっている。</p> <p>これまで、自らが保有する電子カルテや画像等の診療情報を公開する病院等に対して設備整備を行ってきたが、診療所からも情報開示が行える環境を新たに整備し、双方の医療情報連携を可能とし、医療機関等の情報の共有を更に促進する。</p>					
事業の期間	平成26年度から平成28年度					
事業の内容	<p>(1)電子カルテ・オーダリングシステムを持たない医療機関(診療所等)が情報開示を行うために必要な設備整備にかかる経費の一部を補助する。</p> <p>(2)晴れやかネットに参加している診療所等に対して、利用している機器の調査、設備整備の意向調査等を行う。</p>					
事業に要す る費用の額	金額	総事業費	174,290 (千円)	基金充当 額(国費) における 公民の別	公	0 (千円)
	基金	国	87,333 (千円)		民	87,333 (千円)
	県	43,667 (千円)	うち受託事業等 (再掲) 666 (千円)			
	その他		43,290 (千円)			
備考	平成26年度:1,000千円、平成27年度:65,000千円、平成28年度:65,000千円					

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業						
事業名	地域連携・多職種協働周術期管理パス普及事業				【総事業費】	92,800 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	県						
事業の目標	<p>これまでの外科手術の術前・術後管理は、手術の成功とりカバー室からの無事な退室までに重点がおかれていたが、近年、岡山大学病院では、多職種協働による手術前の栄養状態や口腔の評価と必要な処置、手術後の呼吸訓練や栄養管理などを含めた術前管理を、術後の回復からその後の生活の質の向上までを視野に入れて適切に行うことで、治療効果が改善し、在院日数の短縮なども図れるようになった。</p> <p>こうした手術をはさんだ手術前・手術後の適切な管理が、地域の基幹病院内だけでなく、地域の複数の医療間の役割分担と連携によっても円滑に行われる体制を構築することを通じて、手術等を行う高度急性期医療機関とその前後の医療を担う医療機関との役割分担と連携強化を図り、医療費の適正化と患者のQOLの向上を目指す。</p>						
事業の期間	平成26年度から平成29年度						
事業の内容	<p>手術をはさんだ手術前・手術後の適切な管理が、地域の医療間の連携によっても円滑に行われる体制を構築することを通じて、手術を行う医療機関とその前後の医療を担う医療機関との役割分担と連携強化を図り、医療費の適正化と患者のQOLの向上を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 術前術後の栄養管理、体力改善のためのリハビリ、口腔保清等のメディカルスタッフが協働し情報を共有して多職種協働周術期管理パスを作成</li> <li>・ 多職種を対象とした研修 周術期に関連した教育プログラムを作成し、研修会等を実施する。</li> <li>・ 地域連携周術期管理パスの作成</li> <li>・ 大学病院が県内全域に周術期に係る医療連携と管理パスを普及させ、周術期医療の均てん化を進め、在院日数の短縮、医療機能の分化と連携の強化を図る。</li> </ul>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		92,800 (千円)	基金充当額(国費)における公民の別	公	61,867 (千円)
		基金	国	61,867 (千円)		民	0 (千円)
			県	30,933 (千円)		うち受託事業等 (再掲) 0 (千円)	
		その他		0 (千円)			
備考	平成26年度:7,008千円、平成27年度:28,597千円、平成28年度:28,597千円、平成29年度:28,598千円						

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	地域包括ケア体制整備支援事業				【総事業費】	5,000 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	県医師会						
事業の目標	地域の特性に応じた、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケア体制の構築を促進するため、県医師会が、医療・介護関係団体との連絡調整や研修会の開催、在宅療養患者の急変に備えた医療連携の調整など、県内全域を網羅している地区医師会への支援やその役割の補完を行う。						
事業の期間	平成26年度						
事業の内容	<p>地域の特性に応じた、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケア体制の構築を促進するため、岡山県医師会に地域包括ケア部会を設け、退院調整、緊急入院/入所に関する相談窓口等を担うコーディネーター1名(常勤職員)を配置し、次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケア部会運営会議の開催</li> <li>・地域包括ケアシステムの構築に向けた研修会の開催</li> <li>・退院調整が困難な入院患者の在宅移行を支援 　　地域包括支援センター、主治医、ケアマネジャー等との連携</li> <li>・緊急入院/入所受け入れシステムの構築 　　岡山県病院協会、介護保険関連団体協議会等との連携</li> <li>・県内の医療・介護の社会資源マップの作成</li> <li>・介護事業所団体等との意見交換会、連携会の開催</li> <li>・グループ診療体制のサポート</li> </ul>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		5,000 (千円)	基金充当額(国費) における公民の別	0 (千円)	
基金		国	3,333 (千円)	民		3,333 (千円)	
県		1,667 (千円)	うち受託事業等 (再掲)			3,333 (千円)	
その他		0 (千円)					
備考							

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	かかりつけ医認定事業				【総事業費】	3,000 千円	
事業の対象となる医療 介護総合確 保区域	県全体						
事業の実施主体	県医師会						
事業の目標	<p>日本医師会・四病院団体協議会の合同提言によると、「かかりつけ医は、患者の生活背景を把握し、適切な診療および保健指導を行い、自己の専門性を超えて診療や指導を行えない場合は、地域の医師等と協力して解決策を提供する。また、日常診療を行うほかに、地域と住民との信頼関係を構築し、健康相談、検診、がん検診、母子保健、学校保健、行政活動に積極的に参加するとともに保健、介護、福祉関係との連携を行う。」としている。</p> <p>県医師会が、こうした『かかりつけ医』を普及することで地域包括ケアシステムを中心に担う医師を担保し、更なる高齢化の進展に対応できる医療環境づくりを進める。</p>						
事業の期間	平成26年度						
事業の内容	<p>かかりつけ医を普及させるため、岡山県医師会が、かかりつけ医に必要な資質を習得するための研修プログラム(3時間×2回程度)を作成し、この2回の受講を修了した医師を『かかりつけ医』に認定する。認定後は、毎年1回の更新研修の受講を義務づける。</p> <p>研修の内容は、①かかりつけ医に期待される役割とその重要性、②保健・福祉制度の概要とその利用方法、③関係者との連携方法を含むものとする。</p> <p>また、「かかりつけ医」を県民に周知するため、地域包括ケアシステムの県民公開講座を開催する。</p>						
事業に要す る費用の額	金額	総事業費		3,000 (千円)	基金充当 額(国費) における 公民の別	公	0 (千円)
		基金	国	2,000 (千円)		民	2,000 (千円)
		県		1,000 (千円)		うち受託事業等 (再掲)	
		その他		0 (千円)		0 (千円)	
備考							

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	認知症ケアに係る医療連携体制整備事業				【総事業費】	17,948 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	市町村、医師会等						
事業の目標	認知症の状態に応じた円滑で適切な医療・介護・福祉サービスを提供することにより、認知症になっても本人の尊厳が重視され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる環境の整備を図る。						
事業の期間	平成26年度から平成29年度						
事業の内容	<p>認知症ケアに係る医療連携体制整備を行うため、医師会や市町村等が中心となり、病院やかかりつけ医、地域包括支援センター、介護サービス施設等の多職種で構成する会議を開催し、具体的な連携方法の検討を行うとともに、関係者への研修等の実施により適切なサービスの提供を図る。</p> <p>①検討会議 地域の認知症施策に係る医療・介護・福祉等の関係者で構成する会議を開催し、具体的な連携方法の検討を行う。</p> <p>②研修会 医療・介護・福祉等関係者に対して、認知症ケアパスや地域連携パスの活用手法や効果等に関する研修会を開催し、地域における医療、介護関係者の連携強化を図る。</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		17,948 (千円)	基金充当額(国費)における公民の別	公	6,334 (千円)
		基金	国	11,965 (千円)		民	5,631 (千円)
		県		5,983 (千円)		うち受託事業等(再掲) 0 (千円)	
備考	平成26年度:2,642千円、平成27年度:5,102千円、平成28年度:5,102千円、平成29年度:5,102千円						

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業					
事業名	早期退院・地域定着のための連携強化事業				【総事業費】	1,129 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体					
事業の実施主体	県、精神科病院					
事業の目標	精神科病院入院患者の早期退院や地域定着の促進など、円滑な地域生活への移行を図る。					
事業の期間	平成26年度					
事業の内容	<p>精神科病院入院患者の早期退院や地域定着のため、精神科病院と地域援助事業者等との連携の強化、精神科病院入院患者の退院意欲の喚起及び退院支援者のスキル向上を図る。</p> <p>①地域援助事業者参加促進事業 精神科病院で開催する医療保護入院者退院支援委員会等の退院促進を目的とした会合への地域援助事業者の参加に要する経費を補助する。</p> <p>②退院環境整備事業 退院可能な患者を対象として、退院に向けた環境整備を図るための交流会等を開催する。</p> <p>③退院支援者スキルアップ事業 精神科病院職員や地域援助事業者、行政職員等を対象に、支援スキルの向上を目的とした研修会を開催する。</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	1,129 (千円)	基金充当額(国費)における公民の別	公	144 (千円)
	基金	国	753 (千円)		民	609 (千円)
	県		376 (千円)			うち受託事業等(再掲) 0 (千円)
	その他		0 (千円)			
備考						

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	地域の状況に応じた医療・介護供給体制構築のための調査				【総事業費】	9,000 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	県						
事業の目標	<p>地域医療ビジョンの策定に必要な病床機能報告、医療レセプトやDPCのデータ、患者調査等各種データ分析等は、概ね国から提供される見込みだが、地域医療ビジョンの策定時だけでなくその後の協議の場においても、地域の関係者が適切に議論が進め、各医療機関が地域での役割を適切に担うよう機能分化してゆくためには、国からのデータに加えて、地域住民や医療介護関係者等の意向、問題意識等を明らかにしておくことが望まれる。</p> <p>そのために医療介護関係者等に対してアンケート調査を行う。</p>						
事業の期間	平成26年度から平成27年度						
事業の内容	<p>医療関係者等が適切に議論が進め、また、各医療機関が地域での役割を適切に担うよう機能分化して行くための判断資料とするために、医療介護関係者等に対してアンケート調査を行う。</p> <p>平成26年度 調査デザイン(対象・方法・質問項目等)の検討 平成27年度 調査の実施・分析・報告書の作成 (現時点のイメージ)</p> <p>医療介護関係者に対して、地域の課題、自施設の課題、機能の選択に必要な情報、将来に望む保健医療介護提供体制等について、また、地域住民に対して、自身や家族の現在と将来の課題、地域の現在と将来の課題、医療介護提供体制・生活支援・すまいの要望 等について、調査を行う。医療介護関係者への調査は全県で、住民への調査は協力を得られる市町村で実施する。</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		9,000 (千円)	基金充当額(国費) における公民の別	公	6,000 (千円)
		基金	国	6,000 (千円)		民	0 (千円)
			県	3,000 (千円)			うち受託事業等 (再掲) 0 (千円)
備考	平成26年度:1,505千円、平成27年度:7,495千円						

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	在宅移行円滑推進事業				【総事業費】	13,000 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	県						
事業の目標	在宅医療の普及には、患者や家族からの信頼の厚い病院、医師や看護師が在宅医療を正しく理解し、患者や家族に適切に説明することが不可欠である。 病院関係者に在宅看取りを含めた在宅医療・療養についての知識を普及し、入院早期から在宅移行の支援、円滑な在宅移行に向けた家族等への説明や退院前に在宅医療・介護関係者との連絡調整が的確に行われる体制の構築を図る。						
事業の期間	平成26年度から平成28年度						
事業の内容	<p>1) 病院医師、その他病院職員を対象とした在宅医療及び在宅看取り等に関する研修会 病院職員が、在宅医療の現状や提供可能な医療レベル、在宅療養を知ることにより、在宅移行の心理的な障害を減らすとともに、在宅希望患者への支援体制の構築を図る。 (例) 在宅医療の必要性、在宅療養の魅力、医療/介護等多職種連携、在宅医療/在宅介護に向けての急性期/回復期病院の役割、在宅医療の実際(在宅でできること)、看取り等</p> <p>2) 病院、在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所職員による意見交換会 各地域で在宅移行を促進するにあたり、関係機関間でお互いに対する期待や要望、問題点について意見交換を行うことにより、課題の解決を図る。また、顔の見える関係づくりを行う。</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		13,000 (千円)	基金充当額(国費)における公民の別	公	0 (千円)
		基金	国	8,666 (千円)		民	8,666 (千円)
		県		4,334 (千円)		うち受託事業等 (再掲)	
		その他		0 (千円)		8,666 (千円)	
備考	平成26年度:1,000千円、平成27年度:6,000千円、平成28年度:6,000千円						

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業								
事業名	在宅歯科医療連携室整備事業(拡充分)			【総事業費】 7,900 千円					
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体								
事業の実施主体	県								
事業の目標	<p>平成22年に県歯科医師会に歯科往診サポートセンターを開設して以来、在宅療養者の家族やケアマネージャー等からの問合せ等に対して、往診や訪問歯科診療を行う歯科医療機関の紹介や口腔ケアに関する相談に対応してきた。</p> <p>今後、県内全域で急ピッチで地域包括ケア体制の構築を進める上で、在宅療養者の口腔ケアが適切に行われる体制整備が喫緊の課題となっている。</p> <p>そのため、従前の歯科往診サポートセンターの取組に加えて、各地域での地域ケア会議、病院の退院時カンファレンス、医療介護関係の研修会等においてきめ細かく在宅歯科医療の必要性を説き、医療介護関係者の円滑な連携体制の構築や在宅歯科医療の普及を図るために、地区歯科医師会に、在宅歯科医療普及センターを設置する。</p>								
事業の期間	平成26年度								
事業の内容	<p>各地域での地域ケア会議、病院の退院時カンファレンス、医療介護関係の研修会等においてきめ細かく在宅歯科医療の必要性を説き、医療介護関係者の円滑な連携体制の構築や在宅歯科医療の普及を図るため、下記の事業を実施する。</p> <p>①地区歯科医師会に在宅歯科医療普及センター(各二次医療圏に1カ所程度)を設置する。</p> <p>②在宅歯科医療普及センターは、地域ケア会議、病院の退院時カンファレンス、医療介護関係の研修会等にきめ細かく参加し、在宅歯科医療の必要性を説明するとともに医療介護関係者と顔の見える良好な関係をつくる。</p> <p>③地域の医療介護関係者や在宅療養者の家族等からの問い合わせに対して、口腔ケアに関する助言、適切な歯科医療機関の紹介など、きめ細かく対応して在宅療養者の口腔ケアの普及を図る。</p>								
事業に要する費用の額	金額	総事業費		7,900 (千円)	基金充当額(国費) における公民の別	公	0 (千円)		
		基金	国	3,600 (千円)		民	3,600 (千円)		
			県	1,800 (千円)			うち受託事業等 (再掲) 3,600 (千円)		
備考									

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業					
事業名	在宅療養者に対する歯科医療推進事業				【総事業費】	4,234 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体					
事業の実施主体	県歯科医師会、県					
事業の目標	<p>①脳血管疾患、パーキンソン病、認知症等を有する高齢者に対する歯科医療対策 在宅医療を推進する上で、歯科医療の適切な提供が必要であり、特に脳血管疾患やパーキンソン病等を有する場合には全身状態への配慮と身体障害の状態に応じた歯科医療が求められる。そのため、歯科医療職の資質の向上を図るものである。</p> <p>②重度の障害のある子どもに対する歯科医療対策 重度の障害がある子どもに対して、身近な地域での歯科医療サービスの提供が困難な場合が多いため、専門職により適切な口腔管理が行える体制と、必要により医療設備の整った医療機関への搬送治療システムを構築する。</p>					
事業の期間	平成26年度					
事業の内容	<p>①在宅医療を推進する上で、歯科医療職の資質の向上を図るため、歯科関係者への研修により、歯科往診への理解を深め、往診の機会を増やす。歯科往診マニュアルを作成するとともに、地域で連絡会議を開催し、症例、手順等の情報を交換するなどして歯科往診に対応できる体制をつくる。</p> <p>②重度の障害のある子どもに対する歯科医療対策を実施するため、県・市町村教委、市町村と連携し、歯科医、歯科衛生士で訪問チームを編成して歯科健診、歯科保健指導を実施するとともに、治療が必要であれば岡大病院に搬送して治療を行い、その後は地元の歯科医師会と連携して子どもの口腔管理を担ってもらう。民間の寝台搬送タクシーを活用し、岡大歯学部を核とする搬送治療システムを構築する。搬送治療システム推進会議を開催して、関係団体の協力を得ながら、県内すべての地域のニーズに応えられる体制を構築する。</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	4,234 (千円)	基金充当額(国費)	公	2,157 (千円)
		基金	2,823 (千円)			
		国				
		県	1,411 (千円)	における公民の別	民	666 (千円)
		その他	0 (千円)			うち受託事業等 (再掲) 666 (千円)
備考						

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業								
事業名	県民への啓発並びに在宅訪問薬剤師の紹介等事業				【総事業費】 6,000 千円				
事業の対象 となる医療 介護総合確 保区域	県全体								
事業の実施 主体	県								
事業の目標	<p>高齢者が多い在宅医療における薬剤の課題として、加齢による合併症とそれに伴う多剤併用傾向、視覚・嚥下能力等の身体機能の低下に起因する服薬方法の適切な支援等がある。また、日本薬剤会が平成19年に行った後期高齢者の服薬における問題と薬剤師の在宅訪問薬剤管理指導等の調査によると、一番多かった薬剤管理上の問題点が、薬剤を飲み残したまま、新たな処方を受けていたことであった。このため、薬剤師がより積極的に在宅医療に参画して適正な服薬指導や処方提案を行い、薬剤費のコスト縮減と医師の負担軽減に取組む必要がある。</p> <p>県薬剤師会が県民への啓発や在宅訪問業務の届け出の増加を図るために薬剤師の養成等を計画的に行い、課題の解決に取り組む。</p>								
事業の期間	平成26年度から平成27年度								
事業の内容	<p>薬剤師がより積極的に在宅医療に参画して適正な服薬指導や処方提案を行い、薬剤費のコスト縮減と医師の負担軽減に取組む必要があるため、県民への啓発事業や訪問薬剤師の養成研修を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県民への啓発事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療に関する薬剤師の役目や服薬管理等について県民に周知するため、シンポジウムの開催や啓発パンフレットを作成する。</li> </ul> </li> <li>○ 訪問薬剤師の養成研修 <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療に関する研修を開催し、在宅訪問業に従事する薬剤師の養成と理解促進に</li> </ul> </li> </ul>								
事業に要す る費用の額	金額	総事業費		6,000 (千円)	基金充當 額(国費) における 公民の別	公	0 (千円)		
		基金	国	4,000 (千円)		民	4,000 (千円)		
		県		2,000 (千円)		うち受託事業等 (再掲) 4,000 (千円)			
		その他		0 (千円)					
備考	平成26年度:3,000千円、平成27年度:3,000千円								

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	在宅歯科医療連携室整備事業				【総事業費】	4,344 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	県						
事業の目標	超高齢社会となり、要介護者の増加と在宅及び施設等での療養生活を医療面から支援する地域医療連携が推進されるなか、歯科においても訪問歯科医療に対するニーズは益々高まることが予想される。このため、岡山県では訪問歯科に対する県民ニーズに対応するため、歯科往診サポートセンターを県歯科医師会内に開設し、運営する。						
事業の期間	平成26年度						
事業の内容	<p>在宅歯科医療を推進するため、下記の事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・往診・訪問診療を行う歯科医療機関の紹介</li> <li>・在宅療養者の口腔ケアに関する相談対応</li> <li>・歯科医師等への在宅歯科医療に関する研修</li> <li>・県歯科医師会と地区歯科医師会の間における連絡会議の開催</li> <li>・事業評価会議の開催</li> </ul>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費	4,344 (千円)	基金充当額(国費)における公民の別	公	0 (千円)	
		基金	国		2,896 (千円)	民	2,896 (千円)
		県			1,448 (千円)		うち受託事業等 (再掲)
その他			0 (千円)				
備考							

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業								
事業名	地域医療対策協議会の運営				【総事業費】 1,328 千円				
事業の対象 となる医療 介護総合確 保区域	県全体								
事業の実施 主体	県								
事業の目標	県内における医療の確保等に関する施策について協議し、県の施策の適正実施に資する。								
事業の期間	平成26年度								
事業の内容	医療介護総合確保促進法に基づく県計画を作成、評価を行うため、県内の医療関係団体、基幹病院、自治体、県民の代表等が委員となり、県内における医療及び介護を総合的に確保するために必要な事項について協議する。								
事業に要す る費用の額	金額	総事業費		1,328 (千円)	基金充当 額(国費) における 公民の別	公	885 (千円)		
		基金	国	885 (千円)		民	0 (千円)		
		県	443 (千円)	うち受託事業等 (再掲) 0 (千円)					
		その他							
備考									

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	地域医療を担う医療人の教育システムの確立				【総事業費】	12,500 千円	
事業の対象 となる医療 介護総合確 保区域	県全体						
事業の実施 主体	岡山大学						
事業の目標	<p>岡山大学内に設置されている地域医療人材育成講座は、地域枠の学生に重点を置きつつすべての学生に対して地域医療教育を実施し、多くの学生が地域医療の魅力・やり甲斐を理解するようになるなど、大きな成果を上げてきた。</p> <p>来年度、地域枠1期生が卒業して岡山大学から離れる 것을機に、今後、従前の医局のような地域医療を担う医師集団の形成を視野に入れつつ、地域枠医師や自治医師、地域医療に熱意を持って従事する若手医師に対して、診療技術だけでなく医師としての心構え等きめ細かな指導・助言を行なうことができる、卒後サポート体制を確立する。</p>						
事業の期間	平成26年度及び平成27年度						
事業の内容	<p>地域医療を担う医療人の教育のため、地域医療人材育成講座の学生を対象としたこれまでの取組に加え、県、地域医療支援センター、県医師会などと連携して、地域枠医師、自治医師、その他地域医療に熱意を持って従事する医師のサポート体制の確立に取り組む。</p> <p>1 医師不足地域における指導医育成のための講習会やワークショップを開催し、現場医の指導・教育スキルの向上を図る。</p> <p>2 大学病院に在籍する医師を中心に、大学や基幹病院と地域の中小病院等の間を指導医がローテーションするシステムを確立する。</p> <p>3 研究や学会発表を志向する医師に対して、研究テーマの選定や研究計画の立案について相談できるシステムを確立する。</p> <p>4 メールやテレビ会議システムにより、診療技術の支援やメンタルサポートをきめ細かく行う体制を構築する。</p>						
事業に要す る費用の額	金額	総事業費		12,500 (千円)	基金充当 額(国費) における 公民の別	公	8,333 (千円)
		基金	国	8,333 (千円)		民	0 (千円)
		県		4,167 (千円)			うち受託事業等 (再掲) 0 (千円)
備考	平成26年度:2,500千円、平成27年度:10,000千円						

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業							
事業名	救急総合診療医師を養成するための寄附講座の設置			【総事業費】 30,000 千円				
事業の対象 となる医療 介護総合確 保区域	県全体							
事業の実施 主体	川崎医科大学							
事業の目標	<p>医療資源が乏しい中山間地域においても、県民が安心して居住するためには、緊急時にかかることができる地域の医療機関があることが不可欠であり、この地域医療に求められるのは、救急診療と総合診療に対応できるいわゆる救急総合診療医である。</p> <p>については、救急総合診療医を養成するための寄附講座を設け、県民が必要な救急医療等を迅速かつ適切に受けられる医療環境づくりに資する。</p>							
事業の期間	平成26年度							
事業の内容	<p>・川崎医科大学に救急総合診療医を養成するための寄附講座を設置する。</p> <p>当該寄附講座において、後期臨床研修プログラムの中に救急科プログラムを立ち上げ、総合診療能力のある医師を養成する。</p> <p>医師の養成にあたっては、付属病院の救急外来診療に加えて、ドクターヘリを利用した病院前救急診療、医師の不足が顕著な小児科、精神科の救急初期対応等を含むプログラムを実施する。</p> <p>※救急総合診療医とは、総合診療、救急(ER型救急)、病院前診療(ドクターカー、ドクターヘリによる病院前の救急診療)ができる臨床力を有する医師を指す。</p>							
事業に要す る費用の額	金額	総事業費		30,000 (千円)	基金充當 額(国費) における 公民の別	0 (千円)		
		基金	国	13,333 (千円)		13,333 (千円)		
		県		6,667 (千円)		うち受託事業等 (再掲) 0 (千円)		
		その他		10,000 (千円)				
備考								

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	医院継承バンクの設置				【総事業費】	1,000 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体					
事業の実施主体	県医師会					
事業の目標	<p>岡山大学と岡山経済研究所の共同研究による平成20年度研究報告書「岡山県内医療機関における医療機能の承継に関する調査研究報告書」の概要によると、事業継承の問題点として、相続税対策や事業の将来性の懸念、さらには都市部大病院との連携や病院・医院の廃業予定者と新規開業予定者のマッチングの施策、取組などが課題としてあげられた。</p> <p>このため、医院等の継承と求職を希望する医師の大半が所属する県医師会にコーディネート機能を有する機関として医院継承バンクを設置し、ニーズの把握、相続や事業計画等に対応するための専門家等による相談事業等を行うことにより、後継者が見つからないため、やむを得ず地域の診療所等で働く高齢の医師と求職を希望する医師との円滑なマッチングを行い、地域の医療提供体制の維持を図る。</p>					
事業の期間	平成26年度					
事業の内容	<p>後継者が見つからない地域の診療所等で働く医師と求職を希望する医師との円滑なマッチングを行うため、地域の医療提供体制の維持を図る医院の継承を希望する医療機関を求人施設として登録するとともに、医院の開設を希望する医師・医療機関を求職者として登録して、マッチングを行う。</p> <p>また、税理士、社会保険労務士等による課税対策や事業展開等の相談を行い、不安解消を図ることにより、円滑な医院継承を実現する。</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費		1,000 (千円)	基金充当額(国費)における公民の別	0 (千円)
基金		666 (千円)				
県		334 (千円)	666 (千円)			
備考						

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	救急勤務医支援事業				【総事業費】	55,536 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	医療機関						
事業の目標	<p>年々救急車で搬送される患者が増加しており、二次救急医療機関の負担が増加している。</p> <p>二次救急医療機関で救急医療に従事し、過酷な勤務状況にある救急医等の処遇を改善し、救急勤務医の確保を図る。</p>						
事業の期間	平成26年度						
事業の内容	救急勤務医の確保を図るため、休日、夜間の当直を行う勤務医に救急勤務医手当を支給する医療機関に対して、その手当の一部を助成する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		55,536 (千円)	基金充当額(国費)における公民の別	公	4,936 (千円)
		基金	国	12,341 (千円)		民	7,405 (千円)
		県		6,171 (千円)		うち受託事業等 (再掲)	
		その他		37,024 (千円)		0 (千円)	
備考							

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業								
事業名	災害時医療従事者養成確保事業				【総事業費】 6,600 千円				
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体								
事業の実施主体	県								
事業の目標	<p>今後、発生が予測される南海トラフや断層型の大規模地震等による災害に備えるため、災害派遣医療チーム(DMAT)の養成研修等を行い、災害時の救急医療活動を行うことができる医療従事者の確保を行う。</p> <p>また、災害現場で医療機関や消防等の多職種による活動が円滑にできるようにする。</p>								
事業の期間	平成26年度								
事業の内容	<p>災害時の救急医療活動を行う医療従事者の確保・養成を行うため、下記の事業を実施する。</p> <p>(1)大規模災害や事故の発生時に被災地等に急行し救急医療等を行うための訓練を受けた災害派遣医療チーム(DMAT)の養成研修を基幹災害拠点病院である岡山赤十字病院に委託をして実施する。</p> <p>(2)医師会や災害拠点病院等の医療従事者が災害時の救急医療活動を行う際に共通の認識をもって行動ができるよう、研修会を実施する。</p> <p>(3)災害現場での職種を超えた連携強化を図るため、医療機関や消防等を対象とした「多数傷病者への医療対応標準化トレーニングコース」Mass Casualty Life Support (MCLS)を行う。</p>								
事業に要する費用の額	金額	総事業費		6,600 (千円)	基金充当額(国費)における公民の別	公	4,400 (千円)		
		基金	国	4,400 (千円)		民	0 (千円)		
		県		2,200 (千円)			うち受託事業等 (再掲) 0 (千円)		
		その他		0 (千円)					
備考									

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	ナースセンター機能強化事業				【総事業費】	12,206 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体					
事業の実施主体	県、県看護協会					
事業の目標	現在、ナースセンターの就業相談は、電話やメールによる相談が主となっているが、未就業者の希望や悩みに寄り添いながら、相談者の個別の状況に応じた相談支援を行うことが求められている。また、一旦離職した者は、再就業に向けて、臨床技術に対する不安や様々な研修会での発表等に対する不安が大きい。これらに対応するために、相談員を増員して支援体制を強化するとともに、再就業に向けた研修が十分に行えるようナースセンターの機能強化を図る。					
事業の期間	平成26年度					
事業の内容	1 看護職員が学会活動やカンファレンスに自信を持って参加するために必要な文献検索、発表資料の作成、データ分析、プレゼンテーションを自信を持って行えるよう再就業に向けたトレーニング研修を行うための静脈注射・採血シミュレーションモデル等の設備を整備する。 2 相談員をナースセンターで雇用し、離職者の再就業の相談・支援や再就業のための技術講習会を充実させる。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費		12,206 (千円)	基金充当額(国費)における公民の別	0 (千円)
		基金	国	4,569 (千円)		
		県		2,285 (千円)		4,569 (千円)
		その他		5,352 (千円)		うち受託事業等 (再掲) 1,001 (千円)
備考						

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	保健師、助産師、看護師及び准看護師養成所の設備整備					【総事業費】	26,670 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	保健師、助産師、看護師及び准看護師養成所						
事業の目標	保健師助産師看護師法に基づき指定される保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校又は養成所の設備整備を行うことにより、その教育環境を充実させ、もって県内における看護師等の充足を図ることを目的とする。						
事業の期間	平成26年度						
事業の内容	保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校又は養成所を対象として、教育環境の充実を図るため、必要な設備の整備を行う。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		26,670 (千円)	基金充当額(国費)における公民の別	公	0 (千円)
		基金	国	8,890 (千円)		民	8,890 (千円)
		県		4,445 (千円)			
	その他		13,335 (千円)	うち受託事業等 (再掲)		0 (千円)	
備考							

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	看護師宿舎施設整備事業				【総事業費】	38,763 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体					
事業の実施主体	医療機関					
事業の目標	看護職員の離職防止対策の一環として、看護宿舎の個室整備をすることにより、看護職員の定着を図る。					
事業の期間	平成26年度					
事業の内容	医療機関が離職防止対策の一環として、看護宿舎の個室整備をするための施設整備事業に対して補助を行う。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費		38,763 (千円)	基金充当額(国費)における公民の別	0 (千円)
		基金	国	17,228 (千円)		17,228 (千円)
		県		8,614 (千円)		うち受託事業等 (再掲) 0 (千円)
		その他		12,921 (千円)		
備考						

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業								
事業名	歯科衛生士養成所・歯科技工士養成所設備整備事業				【総事業費】 44,000 千円				
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体								
事業の実施主体	歯科衛生士養成校・歯科技工士養成校								
事業の目標	高齢化の進展に伴い、高齢者などへの在宅歯科医療や口腔ケアの重要性が増しており、歯科衛生士及び歯科技工士の養成、人材確保を行っていくことが必要である。こうしたことから、質の高い歯科衛生士や歯科技工士の養成に向け、教育環境の充実を図るため、必要な設備を整備する。								
事業の期間	平成26年度								
事業の内容	歯科衛生士養成所及び歯科技工士養成所を対象として、教育環境の充実を図るために、必要な設備の整備を行う。								
事業に要する費用の額	金額	総事業費		44,000 (千円)	基金充当額(国費)における公民の別	公	0 (千円)		
		基金	国	14,666 (千円)		民	14,666 (千円)		
		県		7,334 (千円)		うち受託事業等 (再掲) 0 (千円)			
		その他		22,000 (千円)					
備考									

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	医療勤務環境改善センター運営事業				【総事業費】	1,429 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体					
事業の実施主体	県					
事業の目標	<p>県民が将来にわたり質の高い医療サービスを受けるためには、医療に携わる人材の定着・育成を図ることが必要不可欠であり、特に、長時間労働や当直、夜勤・交代制勤務等厳しい勤務環境にある医師や看護師等が健康で安心して働くことができる環境整備が喫緊の課題となっている。</p> <p>医師・看護師等の離職防止や医療安全の確保等を図るため、各医療機関が行う勤務環境改善に向けた取組を支援する体制を整備する。</p>					
事業の期間	平成26年度					
事業の内容	<p>各医療機関がPDCAサイクルを活用して計画的に勤務環境改善に向けた取組を開始し、継続できるよう、医療勤務環境改善支援センターを設置し、経営、労務管理の両面から医療機関を支援する体制を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務環境改善マネジメントシステム構築に向けた、医療機関に対する勤務環境改善の必要性の説明や成功事例の紹介などを行う研修会の実施</li> <li>・適正な労務管理と経営改善を両立させるための訪問指導・助言</li> <li>・勤務環境改善マネジメントシステムを運用していくための継続支援 等</li> </ul>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	1,429 (千円)	基金充当額(国費)における公民の別	公	0 (千円)
基金		国	952 (千円)		民	952 (千円)
県			477 (千円)			うち受託事業等 (再掲)
その他		0 (千円)				
備考						

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	病院内保育所施設整備事業				【総事業費】	10,461 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体					
事業の実施主体	病院、診療所の開設者					
事業の目標	医師・看護師等の人材の確保、離職者防止及び再就業の促進を図るため、病院内保育所の整備・充実を図る。					
事業の期間	平成26年度					
事業の内容	病院内保育所の新築・増改築及び改修を行う医療機関に対して、経費の一部を補助する。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費		10,461 (千円)	基金充当額(国費)における公民の別	0 (千円)
		基金	国	4,649 (千円)		
		県		2,325 (千円)		4,649 (千円)
		その他		3,487 (千円)		うち受託事業等 (再掲) 0 (千円)
備考						

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	院内保育運営費補助制度(拡充等分)				【総事業費】	11,828 千円	
事業の対象 となる医療 介護総合確 保区域	県全体						
事業の実施 主体	病院、診療所の開設者						
事業の目標	<p>県は、医師・看護師等の人材を確保するため、院内で保育施設を運営する事業について補助し、出産や育児による医療従事者の離職防止及び再就業を促進するとともに、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な児童の保育（病児等保育）について補助している。</p> <p>今般、さらなる医療従事者の確保に向け、院内保育への補助の拡充等を行う。</p>						
事業の期間	平成26年度						
事業の内容	<p>医師・看護師等の人材を確保するため、院内保育への補助の拡充等を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・延長保育加算の新設 現在実施している24時間保育や休日保育に対する補助の加算に加え、夜間等の延長保育加算を新設する。</li> <li>・病児等保育の加算の見直し 病児保育への加算については、運営月数単位で実施しているが、月のうちほとんど病児がいない場合でも専従職員の配置を求めており負担が大きいことから、実際に病児保育を行った日数により加算を行うこととし、それ以外の日については職員配置を求めないこととする。</li> </ul>						
事業に要す る費用の額	金額	総事業費		11,828 (千円)	基金充當 額(国費) における 公民の別	公	373 (千円)
		基金	国	4,012 (千円)		民	3,639 (千円)
			県	2,006 (千円)			うち受託事業等 (再掲) 0 (千円)
備考							

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	産科医等育成・確保支援事業				【総事業費】	116,000 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体					
事業の実施主体	医療機関					
事業の目標	分娩を取り扱う病院、診療所及び助産所において、産科・産婦人科医師等が減少している現状があることから、地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給することで、処遇を改善し、産科医等の確保を図るとともに、臨床研修修了後の専門的な研修において、産科を選択する医師に対し、研修医手当等を支給することにより、将来の産科医療を担う医師を育成する。					
事業の期間	平成26年度					
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分娩を取り扱う産科・産婦人科医及び助産師に対して、処遇改善を目的に、分娩取扱件数に応じて分娩手当を支給する医療機関へ補助を行う。</li> <li>・臨床研修終了後、指導医の下、研修カリキュラムに基づき産科・産婦人科の研修を受けている者に対して、処遇改善を目的に、研修医手当を支給する医療機関へ補助を行う。</li> </ul>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費		116,000 (千円)	基金充当額(国費)における公民の別	3,867 (千円)
基金		25,778 (千円)	民	21,911 (千円)		
県		12,888 (千円)	うち受託事業等 (再掲)			0 (千円)
備考						

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	新生児医療担当医確保支援事業				【総事業費】	12,990 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	医療機関						
事業の目標	<p>高度の医療を必要とする極低出生体重児は増加傾向にあり、これらハイリスク母子の「後障害なき救命」を図るため、周産期医療体制を整備している。</p> <p>この周産期医療体制を安定的に維持するため、新生児医療担当医の待遇を改善し、その確保を図る。</p>						
事業の期間	平成26年度						
事業の内容	周産期医療体制を安定的に維持するため、出産後NICUへ入室する新生児を担当する医師に対し、担当する新生児の人数に応じて手当を支給する医療機関に補助する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		12,990 (千円)	基金充当額(国費)における公民の別	公	1,414 (千円)
		基金	国	2,886 (千円)		民	1,472 (千円)
		県		1,443 (千円)		うち受託事業等 (再掲)	
	その他		8,661 (千円)		0 (千円)		
備考							

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	女性医師復職支援事業				【総事業費】	2,760 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	県						
事業の目標	出産や育児等により離職し、再就業に不安を抱える女性医師等に対し、再就職情報提供窓口を設置するとともに、仕事と家庭の両立に対する不安を解消するための支援や、病院管理者等の理解を得るための普及啓発等を行い、再就職しやすい勤務形態や職場環境の整備を促進する。						
事業の期間	平成26年度						
事業の内容	<p>女性医師等の復職を支援するため、下記の事業を実施する。</p> <p>(1)相談員(コーディネーター)を1名以上配置し、復職に関わる相談窓口事業(職業紹介事業を含む)を行う。</p> <p>(2)保育に関する社会資源情報の集積を行い、データベース管理を行う。</p> <p>(3)女性医師等のキャリアアップ研修への参加を支援する。</p> <p>(4)病院管理者等に対する普及啓発活動を2回以上行う。</p> <p>(5)その他女性医師の復職支援及び離職防止に有効な事業を実施する。</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		2,760 (千円)	基金充当額(国費) における公民の別	公	0 (千円)
		基金	国	1,840 (千円)		民	1,840 (千円)
			県	920 (千円)			うち受託事業等 (再掲) 1,840 (千円)
備考							

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	女性医師等就労環境改善事業				【総事業費】	30,000 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	医療機関						
事業の目標	女性医師が全医師数の約2割を占める中、女性医師の休職・離職理由の大半が出産と育児である。このような理由で休職・離職した女性医師のスムーズな職場復帰や再就職に向けて、医療機関における仕事と家庭の両立ができるよう当直の免除、短時間勤務制度の導入等働きやすい職場環境の整備を図る。						
事業の期間	平成26年度						
事業の内容	女性医師等の就労を支援するため、子育て中の女性医師等が働きやすい短時間正規雇用制度や常勤であっても当直を免除する制度を導入し、勤務条件を緩和する取組みを行う医療機関に対し、運営費の一部を補助する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		30,000 (千円)	基金充当額(国費)における公民の別	公	0 (千円)
		基金	国	10,000 (千円)		民	10,000 (千円)
			県	5,000 (千円)			うち受託事業等 (再掲) 0 (千円)
備考							

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	新人看護職員研修事業				【総事業費】	46,560 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	病院						
事業の目標	<p>新人看護職員の教育については、基礎教育終了時点の能力と看護現場で求められる能力に大きな乖離があることから、新人看護職員の職場適応への困難さから早期の離職につながることが課題となっている。そのため、看護基礎学習では学習することが困難な、医療チームの中で複数の患者を受け持ち、課題を抱えながら看護を安全に提供するための臨床実践能力を強化する実践的研修、さらには研修医療機関でのサポート体制を組織として構築するなど、新人看護職員が看護に誇りが持てる体制の整備が必要である。</p> <p>このような課題に各研修病院が取り組むことにより、医療安全の確保や早期離職防止につながることが期待される。</p>						
事業の期間	平成26年度						
事業の内容	<p>看護職員の臨床研修等が国、病院の開設者等及び看護職員の努力義務として規定されたことに伴い、次の研修事業を行う病院に対し補助を行う。</p> <p>(1)新人看護職員研修事業 新人看護職員に対し、新人看護職員研修ガイドラインに基づいた研修を実施する事業。</p> <p>(2)医療機関受入研修事業 他の医療機関の新人看護職員を受け入れ、新人看護職員研修ガイドラインに基づいた研修を実施する事業。</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		46,560 (千円)	基金充当額(国費)における公民の別	公	5,121 (千円)
		基金	国	15,520 (千円)		民	10,399 (千円)
		県		7,760 (千円)		うち受託事業等 (再掲)	
		その他		23,280 (千円)		0 (千円)	
備考							

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	実習指導者講習会				【総事業費】	2,492 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	県						
事業の目標	<p>医療の高度化、国民のニーズの多様化に対応できる看護職員の養成においては、看護学生が養成校で良質な看護教育を受けることが重要であるが、看護教育内容の一つである臨地実習では、実習指導者講習会を受講した実習指導者を実習施設に配置することが必須となっている。</p> <p>看護教育としての実習指導を現代の学生の特性にあわせ、効果的に行うことができる実習指導者を養成する。</p>						
事業の期間	平成26年度						
事業の内容	<p>看護教育における実習の意義及び実習指導者としての役割を理解し、効果的な指導ができるよう必要な知識・技術を習得させる講習会を実施する。</p> <p>(1) 内容：講義及び演習  (2) 期間：約3ヵ月(249時間)  (3) 受講定員：50名  (4) 受講資格：県内の看護師養成所の実習施設で実習指導の任にある者又はその予定者</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		2,492 (千円)	基金充当額(国費)における公民の別	0 (千円)	
		基金	国	1,662 (千円)		1,662 (千円)	
		県		830 (千円)		うち受託事業等(再掲) 1,662 (千円)	
	その他		0 (千円)				
備考							

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	看護職員専門分野研修事業				【総事業費】	4,900 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体					
事業の実施主体	認定看護師養成機関					
事業の目標	<p>岡山県下では、救急看護、皮膚・排泄ケア、緩和ケアなど20の分野で194名(平成26年5月末現在)の認定看護師がいるが、医療の高度・専門化や県民ニーズの多様化に伴い、必ずしも充足した状況はない。</p> <p>そのため、特定の看護分野において、熟練した看護技術を用いて水準の高い看護実践のできる認定看護師を養成する教育体制を整備する必要がある。</p> <p>この整備を継続して進めることにより、特定の看護分野に秀でた認定看護師の養成並びに増加が期待される。</p>					
事業の期間	平成26年度					
事業の内容	医療の高度化や専門化、在宅医療の推進等に対応した質の高い看護サービスを提供するため、専門性の高い認定看護師の養成機関(岡山県立大学・山陽学園大学)を支援する。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費		4,900 (千円)	基金充当額(国費)における公民の別	0 (千円)
		基金	国	3,267 (千円)		3,267 (千円)
		県		1,633 (千円)		うち受託事業等 (再掲) 0 (千円)
		その他		0 (千円)		
備考						

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	看護教員継続研修事業				【総事業費】	1,219 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体					
事業の実施主体	県					
事業の目標	医療費の高度化、国民のニーズの多様化といった変化を踏まえ、看護教育内容の向上と看護教育の質の向上に資することを目的に、カリキュラム改正等に対応した教育についての研修や看護教員の成長段階に応じた研修を実施する。					
事業の期間	平成26年度					
事業の内容	<p>看護教育の質を確保し、教育内容の向上を図るため、看護教員の成長段階(新任期、中堅期、ベテラン期)に応じた研修を実施する。</p> <p>(1) 内容 : 講義及び演習            : 看護教育内容及び教育方法の向上に関する研修            : 看護教員の成長段階に応じた研修</p> <p>(2) 期間 : 4日(新任期2日、中堅期・ベテラン期各1日)</p> <p>(3) 受講定員 : 看護教育を行っている看護教員、各期50名</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費		1,219 (千円)	基金充当額(国費)における公民の別	0 (千円)
		基金	国	813 (千円)		813 (千円)
		県		406 (千円)		うち受託事業等(再掲) 813 (千円)
備考						

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	看護職員の就労環境改善研修事業				【総事業費】	824 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体					
事業の実施主体	県					
事業の目標	<p>厳しい勤務環境に置かれる看護職員が健康で安心して働き続けることが可能となるよう、短時間正社員制度をはじめとする多様な勤務形態の整備や看護業務の効率化を促進し、医療機関において看護職員の就労環境の改善を図ることを目的としている。</p> <p>この取組を進めることにより、超過勤務の削減、子育て等の支援、看護師の定着等の効果が期待される。</p>					
事業の期間	平成26年度					
事業の内容	多様な勤務形態の導入により就労の継続や、再就業支援体制が強化できるよう、医療機関管理者等を対象とした先行事例を活用した研修を実施する。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費		824 (千円)	基金充当額(国費)における公民の別	0 (千円)
		基金	国	550 (千円)		550 (千円)
		県		274 (千円)		うち受託事業等 (再掲) 550 (千円)
		その他		0 (千円)		
備考						

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	看護師等養成所運営費補助事業				【総事業費】	290,496 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体					
事業の実施主体	看護師等養成所の開設者					
事業の目標	看護職員確保に向け、看護教育の充実を図るため、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)に基づき指定を受けた保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校又は養成所の運営に対し、補助金を交付する。					
事業の期間	平成26年度					
事業の内容	看護職員確保に向け、看護教育の充実を図るため、厚生労働省の指定を受けた看護師等養成所が看護師等の養成を行う場合に、専任教員費、専任事務職員費等の経費に対して補助を行う。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	290,496 (千円)	基金充当額(国費)における公民の別	公	18,104 (千円)
	基金	国	150,874 (千円)		民	132,770 (千円)
	県		75,437 (千円)			うち受託事業等(再掲) 0 (千円)
	その他		64,185 (千円)			
備考						

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	院内保育運営費補助事業				【総事業費】	183,848 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	病院、診療所の開設者						
事業の目標	<p>医療機関では、年間を通じて夜勤・休日勤務等の形態が取られているため、そこで働く医療従事者は一般的の保育施設を利用しにくいことが多く、それにより離職の発生と再就業の困難さを招いている。</p> <p>県は、医師・看護師等の人材を確保するため、院内で保育施設を運営する事業について補助し、出産や育児による医療従事者の離職防止及び再就業を促進するとともに、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な児童の保育（病児等保育）について補助する。</p>						
事業の期間	平成26年度						
事業の内容	<p>医師・看護師等の人材を確保するため、医療従事者のために保育施設を運営する以下の事業に対して補助金を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院、診療所の職員等の委託を受けて、乳児又は幼児に対し必要な保護を行う事業</li> <li>・医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な児童を保育（病児等保育）する事業</li> </ul>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		183,848 （千円）	基金充当額(国費)における公民の別	公	3,868 （千円）
		基金	国	61,918 （千円）		民	58,050 （千円）
			県	30,958 （千円）			うち受託事業等 (再掲) 0 （千円）
備考							

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	小児救急医療拠点病院整備事業				【総事業費】	35,000 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体					
事業の実施主体	津山中央病院					
事業の目標	県内5圏域のうち、高梁・新見圏域及び真庭圏域では、自圏域内で小児の二次救急医療について、24時間対応できる体制を取ることが困難であるため、複数の医療圏域を対象として小児救急患者を24時間体制で受け入れる小児救急医療拠点病院を確保する。					
事業の期間	平成26年度					
事業の内容	複数の医療圏域を対象として小児救急患者を24時間体制で受け入れる小児救急医療拠点病院を確保を図るため、津山中央病院を拠点病院とし、広域(複数の二次医療圏)の地域の休日及び夜間の小児の二次救急患者を受け入れる体制を確保できるよう助成する。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	35,000 (千円)	基金充当額(国費)における公民の別	公	0 (千円)
	基金	国	23,333 (千円)		民	23,333 (千円)
	県		11,667 (千円)			うち受託事業等(再掲) 0 (千円)
	その他		0 (千円)			
備考						

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	小児救急医療支援事業				【総事業費】	11,471 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体					
事業の実施主体	県南西部圏域代表市(倉敷市)					
事業の目標	在宅当番医等を支援する小児の二次救急医療体制の充実が大きな課題となっており、必要な小児科医を確保するなど小児の救急医療体制の一層の充実が望まれる。これらを踏まえ、在宅当番医等を支援する小児の二次救急医療体制として、二次医療圏に小児科医を夜間と休日に確保する。					
事業の期間	平成26年度					
事業の内容	小児の二次救急医療体制の充実を図るため、1地区(二次医療圏単位)1日あたりの基準額を設定し、小児の二次救急医療施設として必要な診療機能を有し、小児科専用病床及び当番日において小児科医を確保した医療機関に対して市町村が補助を行う経費の一部について補助を行う。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	11,471 (千円)	基金充当額(国費)における公民の別	公	0 (千円)
	基金	国	5,098 (千円)	民		5,098 (千円)
	県		2,549 (千円)			うち受託事業等(再掲) 0 (千円)
	その他		3,824 (千円)			
備考						

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	小児救急医療電話相談等事業				【総事業費】	33,863 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体					
事業の実施主体	県					
事業の目標	誰もが安心して子どもを育てることができる社会づくりの一環として、小児救急患者の保護者などの不安や悩み、症状への対応方法等について電話で相談に応じるとともに医療機関への受診についても適切なアドバイスを行うことにより、小児の救急に際して保護者等が安心感をもって対応できるようにする。					
事業の期間	平成26年度					
事業の内容	小児救急医療体制の整備を図るため、平日の19時から翌朝8時、土日祝及び年末年始の18時から翌朝8時までの間、夜間に急に子どもが体調を崩した際、その保護者等からの電話相談に看護師等が対応する小児救急医療に係る電話相談事業を実施する。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	33,863 (千円)	基金充当額(国費)における公民の別	公	0 (千円)
	基金	国	22,576 (千円)		民	22,576 (千円)
	県		11,287 (千円)			うち受託事業等 (再掲) 22,576 (千円)
	その他		0 (千円)			
備考						